

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定による。

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業契約(令和3年6月24日議決、立川市議案第52号)を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

- 1 契約の金額 11,130,222,792円（ただし、左記金額に、事業契約書約款に定める方法による金利の変更、物価の変動及び食数の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の相当額による増減額を加算した額とし、その内訳額は、事業契約書約款に定めるところによる。）

(参考)

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業変更契約

変更対照表

区分	新 契 約	変更契約（令和4年12月20日議決、立川市議案第97号）	当 初 契 約
契約の名称	変更なし	変更なし	立川市新学校給食共同調理場整備運営事業契約
契約の方法	変更なし	随意契約	総合評価一般競争入札
契約の金額	11,130,222,792円（ただし、左記金額に、事業契約書約款に定める方法による金利の変更、物価の変動及び食数の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の相当額による増減額を加算した額とし、その内訳額は、事業契約書約款に定めるところによる。）	10,990,888,633円（ただし、左記金額に、事業契約書約款に定める方法による金利の変更、物価の変動及び食数の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の相当額による増減額を加算した額とし、その内訳額は、事業契約書約款に定めるところによる。）	10,705,171,410円（ただし、左記金額に、事業契約書約款に定める方法による金利の変更、物価の変動及び食数の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の相当額による増減額を加算した額とし、その内訳額は、事業契約書約款に定めるところによる。）
契約の相手方	変更なし	変更なし	立川市錦町1丁目2番11号 株式会社立川学校給食サービス 代表取締役 山本徳憲
契約の期間	変更なし	変更なし	契約日から令和20年7月31日まで
契約の内容	変更なし	変更なし	立川市新学校給食共同調理場の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に係る業務

(参考)

案内図

